

平成29年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 腰 越 地 域 ＞

日 時	平成29年7月14日（金） 午後2時～4時
場 所	腰越支所 多目的室
出 席 者	自治・町内会代表 11団体：11名 地域団体代表 4団体：4名 計15人 鎌倉市 7名
内 容	<p>第 1 部 市長からの報告..... P. 1</p> <p style="margin-left: 20px;">① 「公共施設再編の取組」 ② 「不適切な事務処理」 ③ 「放課後かまくらっ子」 ④ 「ごみ焼却施設」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告..... P. 17</p> <p style="margin-left: 20px;">① 国道134号腰越橋の歩道橋設置等について ② 国道134号鎌倉高校前の拡幅工事の進捗状況について ③ 腰越老人福祉センターへのアクセス対策 ④ 広町緑地のベンチと屋外トイレ設置について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談..... P. 21</p> <p style="margin-left: 20px;">① 民泊への対応についての市の取り組みについて ② 県道（腰越・大船線）の街路灯設置について ③ 腰越老人福祉センターを含む最終工程、周辺的安全対策 及び災害時避難行動要支援者の一時避難所の指定について ④ 広町の森公園の広域避難所指定について</p> <p>付 録 当日配布資料..... P. 39</p>

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	中原町内会	山崎 一雄	会長
2	下町町内会	杉山 昌鎮	会長
3	土橋町内会 兼 腰越小地区スポーツ振興会	池田 裕文	会長
4	神戸町内会	浅井 弘道	会長
5	浜上町内会	野村 修平	会長
6	津町内会	石井 信	会長（司会）
7	七里ガ浜町内会	中原 攻	会長
8	七里ガ浜二丁目自治会	白井 誠一	会長
9	七里ガ浜自治会	小松 春雄	会長
10	諏訪ヶ谷町内会	梶原 秀夫	会長
11	鎌倉白山坂自治会	福島 安継	

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	腰越地区社会福祉協議会	小川 和治	
2	民生委員児童委員協議会第四地区	和田 恒夫	
3	腰越まちづくり市民懇話会	檜本 利夫	
4	鎌倉市老人クラブ連合会腰越地区	内田 昭三	

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	経営企画部長	比留間 彰	
3	防災安全部長	柿崎 雅之	
4	健康福祉部長	内海 正彦	
5	都市調整部長	服部 計利	
6	都市整備部長	樋田 浩一	
7	腰越支所長	曾根 健治	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】

平成29年度ふれあい地域懇談会

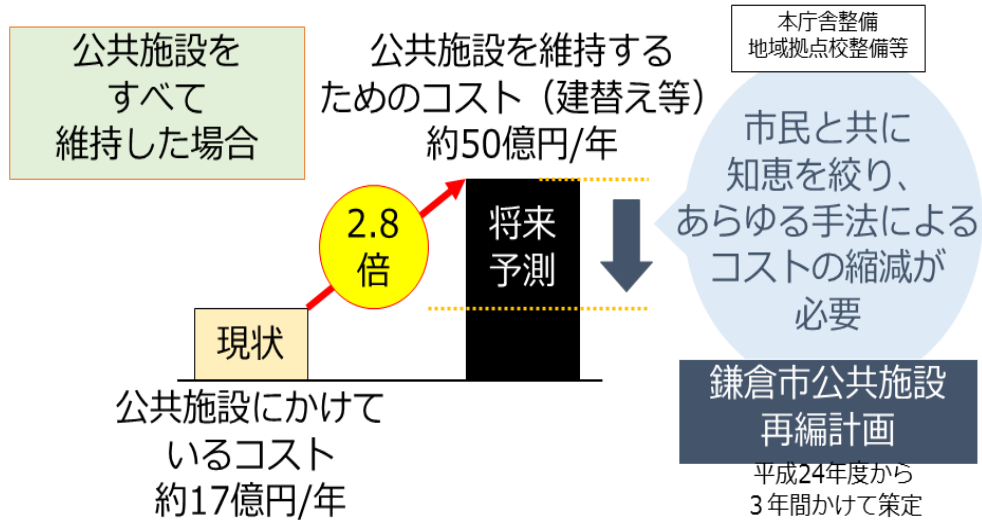
第1部 市長からの報告



- 公共施設再編の取組
- 不適切な事務処理
- 放課後かまくらっ子
- ごみ焼却施設

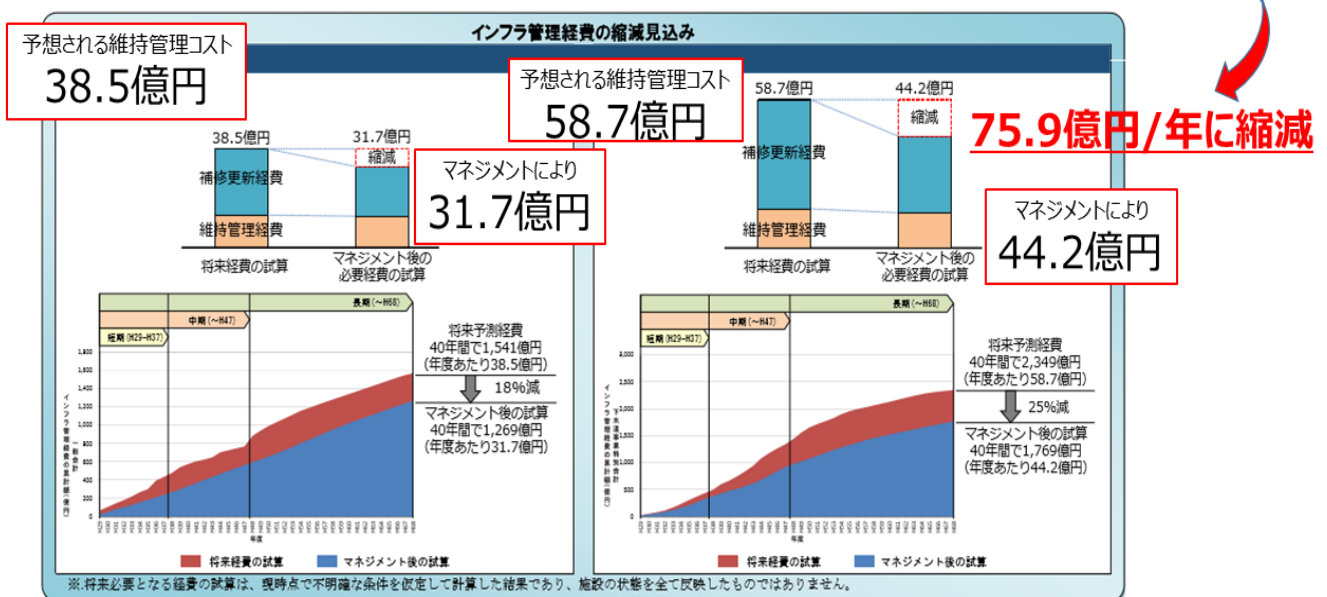
公共施設再編の取組について

- ◆ 前提は「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない」

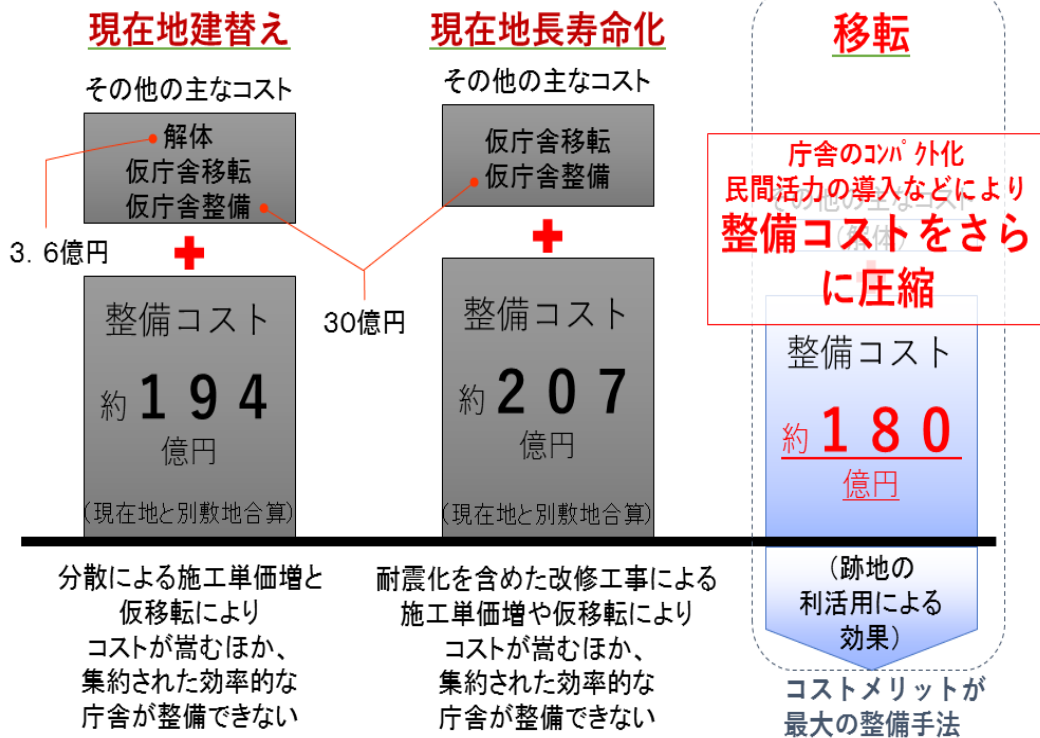


削減が可能な公共施設（建築物）に対し、削減が不可能な社会基盤

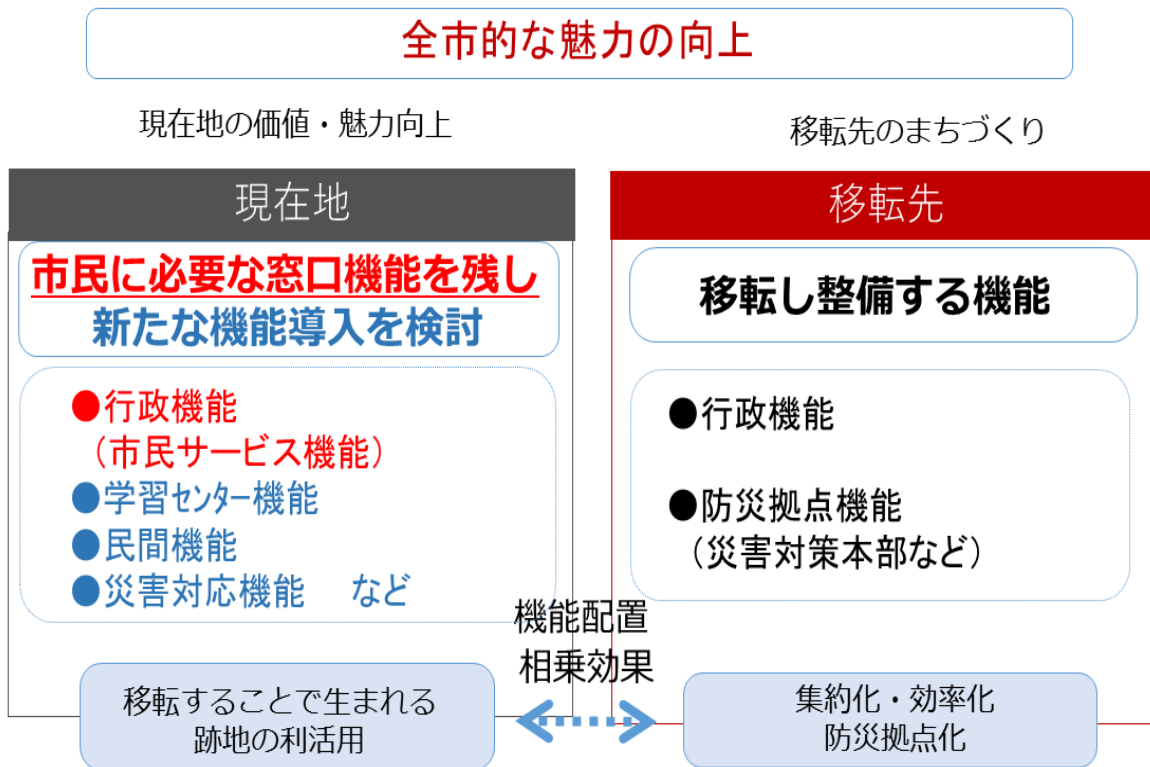
道路・下水道・公園などの社会基盤の維持管理には、今後、**年間約98億円が必要**



◆ 建設コスト規模の比較 (イメージ)



◆ 本庁舎の整備方針



◆ 本庁舎の整備方針

現在地の利活用

残す機能

- 行政機能（市民サービス機能）

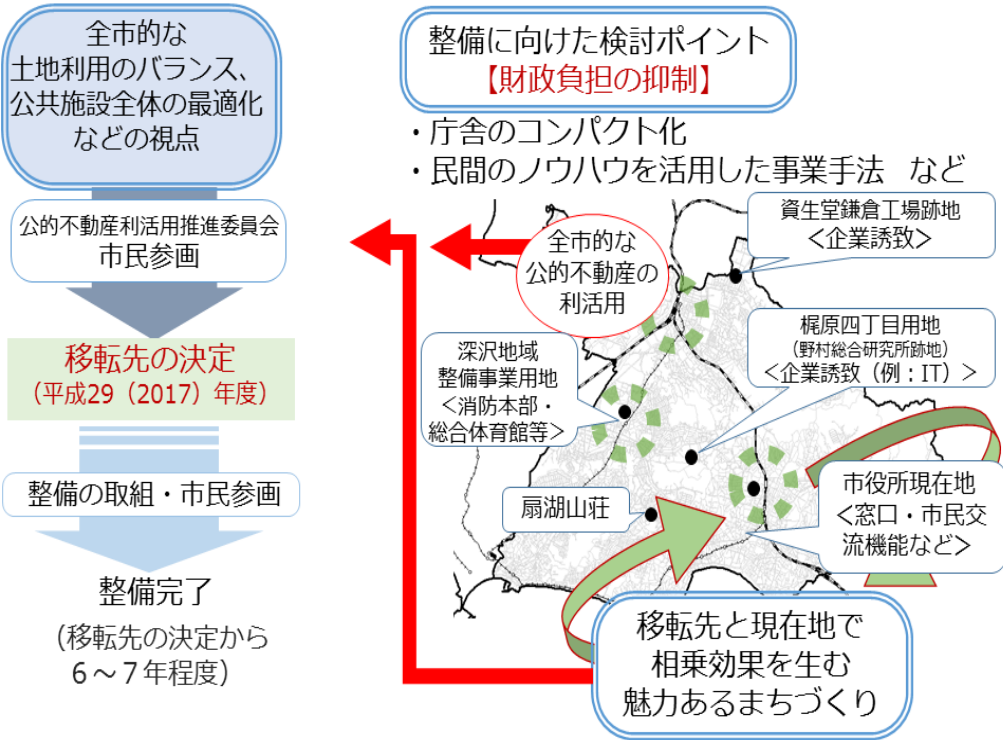
新たな機能導入を検討

- 学習センター機能・市民交流機能
- 民間機能
- 災害対応機能 など

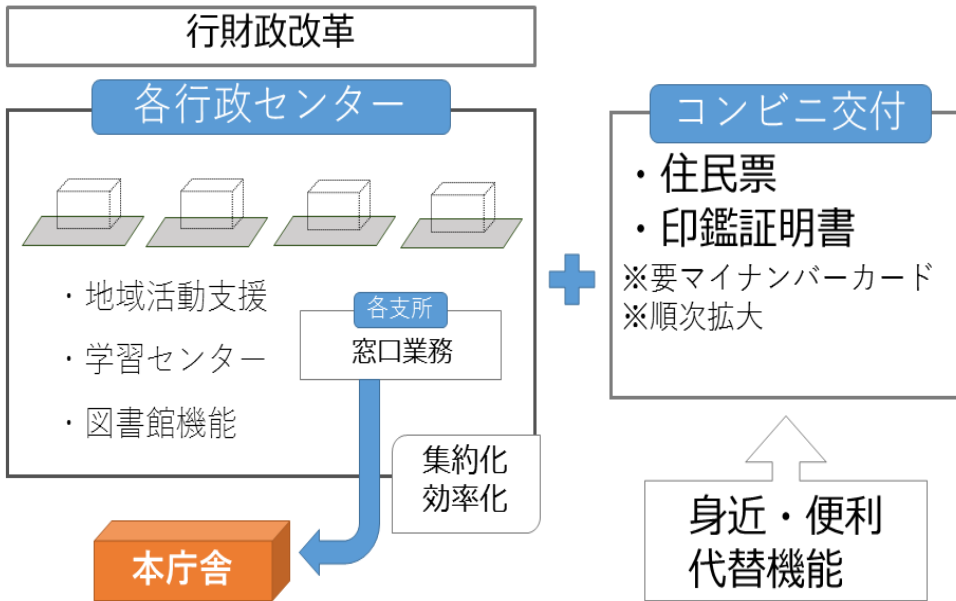


イメージ（神奈川大学作成）

◆ 具体的な移転の候補地について



◆ 支所業務のあり方について



不適切な事務処理に関する調査結果の最終報告

生活保護費支給事務

- ◆経過 生活福祉課で保管していた生活保護費の一部がなくなっていることが発覚
(厚生労働省による実地指導監査の準備時)



内部調査・鎌倉警察署との協議等

- 9月16日 「盗難」による被害届を提出
12月25日 警察の捜査により、新たに判明した分の被害届を追加提出

- ◆処分 25名を処分（平成28年12月21日付）
停職6カ月1名 停職1カ月1名
10%減給3カ月1名
10%減給1カ月1名
10%減給15日1名
戒告3名 訓告3名 訓告又は注意14名

- ◆賠償 亡失した2,665,937円の賠償
市の損害回復のため、**関係職員に賠償請求を行い全額が納付される。**

- ◆市長等給与を削減
市長 10%減給3カ月
元副市長 10%減給1カ月
教育長 10%減給1カ月

改善・見直しの取り組み

◆生活保護支給の見直し

- 現金支給の見直し
本庁舎及び4支所 → 本庁舎窓口のみ
- 保護費口座振込みの推進
口座振込み 760件/803件 **94.6%** (平成29年7月定例支給分)
現金払い 12件/803件 **1.5%**
その他現金書留など
- 現金書留による支給 ・ 領収書書式の変更

◆受給者の類型別の改善

- 新規受給者への保護費支給
生活福祉課が保護費をキャビネット → 福祉総務課が会計課から保護費
に保管し単独で支給 を払い出し
生活福祉課職員立会いで支給
- 継続受給者への保護費支給
「鎌倉市生活保護費現金支給マニュアル」(平成28年1月作成)に
基づき、適切に保護費を支給

◆生活保護費支給事務に関する改善

• 現金出納員などとしての意識の徹底と情報共有

役割、責任(賠償責任)の周知徹底

会計管理者と現金出納員などとの意見交換、情報共有の場の設定

• 公金の保管方法の徹底

会計課金庫室内の増設、金庫の貸出などの運用開始。

「公金の保管状況等検査計画」(9月)を策定

• 公金の取り扱い意識の徹底など

経理事務研修の充実

「公金取扱い基本マニュアル」(9月)を策定し、各課へ配布

組織体制の見直し

◆コンプライアンス担当の設置（平成28年4月1日設置）



職員研修の強化、全庁的なコンプライアンス推進体制の構築
（各保育園や学童、こどもの家などの非常勤嘱託員やアルバイトにも研修を実施）

◆コンプライアンス推進参与を設置（平成28年8月30日設置）



大久保 和孝
新日本有限責任監査法人
（経営専務理事 ERM本部長、公認会計士）

◆コンプライアンス推進委員会の設置

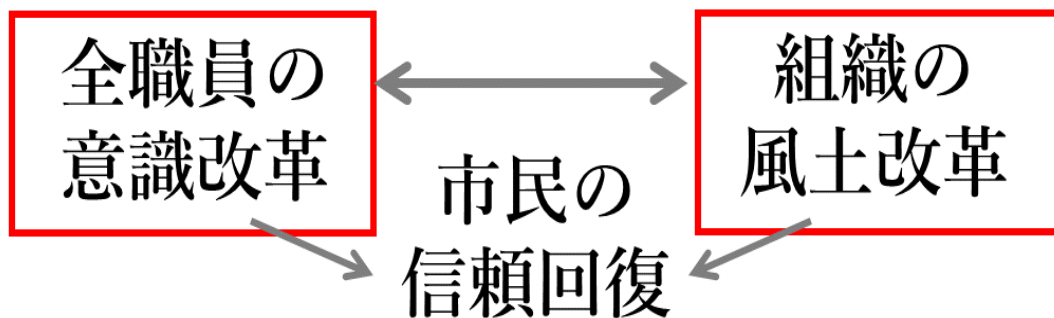
◆コンプライアンスに関する意識調査を実施

- ・調査の目的 組織風土改革や問題の端緒を把握
- ・調査の実施時期 平成29年3月2日～13日
- ・対象者 鎌倉市職員（常勤、非常勤、アルバイトを含む）



平成29年度上期 コンプライアンスの方向性を示す行動指針、
下期 具体的な取り組み内容をまとめた行動計画を策定
行動計画を実行

信用と信頼の回復に向けて



◆放課後かまくらっ子



◆アフタースクールの一環として

～放課後子ども教室～現在の取り組み（平成28年度）



・稲村ヶ崎小学校

昔遊び・本の読み聞かせ・自由画・音楽教室
室・理科教室・紙芝居・宝箱作り

講師：老人会、保護者、地域スポーツ振興会、
卒業生、近隣住民の方など



土曜日ニグラの様子



アートコースの様子

・今泉小学校

サイエンスコース、囲碁コース、アート
コースなど

講師：今泉台おもしろクラブ（理科的、算数的
な分野を専門とする地域の方々の集まり）

◆放課後かまくらっ子の実施計画



平成30年度 深沢小学校、関谷小学校

平成31年度 9校

平成32年度 16校（全校）

子どもたちに多様なプログラムを教えてください
講師として、地域の皆様のご協力をお願いします！



◆ごみ焼却施設

1.これまでの話合いの経過

平成27年4月

建設候補地を山崎下水道終末処理場未活用地とすることを公表
(選定理由：特に重要である災害時におけるエネルギーの有効利用の視点が優れ、山崎浄化センターとの相乗効果が図れる。)

平成27年4月～8月

周辺住民及び市民への説明

平成27年10月

「新ごみ焼却施設建設に反対する住民の会」結成
(これまで8回の話合い)

2.周辺住民からの主な意見と市の考え

主な意見

鎌倉市への不信感
(山崎浄化センターの臭気対策や上部利用等当時の約束を履行していない。)

負担の公平性・平等性への斟酌の欠如
(山崎浄化センターがある中で、さらに迷惑施設であるごみ焼却施設は受け入れられない。)

市の考え

・十分でなかった点はお詫びし、施設の運営と維持管理について、新ごみ焼却施設の建設とは別に山崎浄化センター連絡協議会で協議を重ねて適切な対応を図る。

・負担を軽減するため、安全で安心な施設整備を図るとともに、周辺まちづくりの推進を図り地域に最大限貢献できる施設づくりを図る。

主な意見

交通量の増大に伴う交通渋滞の増長と交通安全への懸念の増大

面積も狭く地盤も軟弱、山崎浄化センターの将来計画が示されていない

リスクは集中より分散を

市の考え

・収集車両台数は最大で168台/日と想定し、大きな支障はないと評価
・実際の交通状況を一緒に確認し、話し合いをすることにより交通環境の整備を図る。

・施設建設に必要な5,000㎡以上あり建設可能と評価
・地盤は軟弱で、費用は他の候補地より高額となるが強靱化は可能と評価
・施設をコンパクトで機能性の高い施設にすることで、下水道の将来計画に影響がないと判断

・国の方針に基づき、施設を強靱化することにより、平常時はもとより災害時もエネルギーの供給が可能。
・2つの施設が隣接することで効果や有効性が高いと判断し、集約を図る。

3.施設づくりの考え方

安全な施設づくり

最新の技術の導入による環境負荷の軽減及び施設の強靱化の実施

安心感の提供

・圧迫感等の軽減
・臭気対策
・車両増加等への対策
・大気及び土壌への対策
・騒音及び振動対策
・情報共有等が図れる体制整備

周辺まちづくりの考え方

新ごみ焼却施設と山崎浄化センター及び鎌倉武道館が連携し、地域コミュニティを促進させるため、「地域防災の推進」、「健康づくりの増進」、「安全安心のまちづくりの推進」を図る。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<七里ガ浜町内会・中原会長>

134号線の下水道の進捗状況はどうか。

<都市整備部・樋田部長>

現在仮設で流しています。その切り替えを行い、つなぐ作業をこれから行っていくこととなりますが、その前後の管が古くなっており、管を残したままビニールを中に巻いて強化する作業を併せて行っています。工事に時間を要しており、当初は今年（7月）末に本管で通水予定だったのですが、今年度中に撤去も含めて完成予定になっています。

<腰越まちづくり市民懇話会・檜本氏>

ごみ焼却施設について具体的にどういうものを造るとい話し合いはしているのですか。

<松尾市長>

説明はさせていただいています。詳細な設計はこれからなので正式決定まではしていません。ご理解をいただいた後に、そうした作業に入っていきます。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【腰越地域】

平成29年度 ふれあい地域懇談会



腰越地域

- 国道134号腰越橋の歩道橋設置等について
- 国道134号鎌倉高校前の拡幅工事の進捗状況について
- 腰越老人福祉センターへのアクセス対策
- 広町緑地のベンチと屋外トイレ設置について

国道134号腰越橋の歩道橋設置等について

【都市整備部 道路課】

平成28年

具体的な計画を策定する
ために必要な測量を実施
腰越漁港を所管する神奈
川県に説明



藤沢土木事務所と連携
神奈川県と事業スケジュール
などについて調整を行う



国道134号鎌倉高校前の拡幅工事の 進捗状況について

【都市整備部 道路課】

平成29年秋頃完成予定
(工事主体の藤沢土木事務所確認)



腰越老人福祉センターへのアクセス対策

【健康福祉部 高齢者いきいき課】

基本的には
公共交通機関
のご利用を

ご要望

来所が困難な七里ガ浜地区から
のアクセス

指定管理者の
自家用車による
送迎を試験的に
実施

江ノ電バスの増便も
バス事業者と交渉を
検討

七里ガ浜地区の自治会と調整中



広町緑地のベンチと屋外トイレ設置について

【都市整備部 公園課】

広町緑地の維持管理

➡ 平成28年度から
鎌倉広町パートナーズ



ご要望について

関係活動団体、指定管理者
などと十分話し合い、状況
の改善を検討



第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

<七里ガ浜二丁目自治会・白井会長>

鎌倉高校前の拡幅工事の進捗状況について、実際はかなり進んでいますが、問題は右折の信号と江ノ電の踏切の連動がなされるのか、このことが今後に大きな影響を与えると思いますが、いかがでしょうか。

<都市整備部・樋田部長>

まず信号の所管については県警になります。今のご質問をお伝えして、県警から回答が来ましたらお返しするようにさせていただきます。

<七里ガ浜町内会・中原会長>

当初は信号と江ノ電の遮断機はリンクすると聞いていました。信号が青でも遮断機が下りていれば右折も左折も出来ません。今のお話だとこれから議論していくように聞こえるのですが、元に戻ったように聞こえるのですが、どうなのでしょう。

<浜上町内会・野村会長>

今の件については、どのような形で回答いただけますか。

<都市整備部・樋田部長>

まず、工事を始める段階で信号と遮断機を連動させる話が決まっていたのかどうかを確認させていただきます。その通りであれば、お約束どおり連動させることになると思いますが、もしそうでないのであれば、お話は伝え、対応については県警や県藤沢土木事務所と協議させていただいた上で最終的な回答をしたいと思います。

<秘書広報課>

回答については秘書広報課でとりまとめ、文書をもって回答させていただきたいと思います。

《後日対応 都市整備部道路課》

県藤沢土木事務所に確認したところ、信号と踏切の連動については、当初、連動する方向で検討していましたが、江ノ電との協議の中で信号と踏切の連動が難しいことが判明したため、右折レーンを設置し、横断歩道と信号機を藤沢側に移設する計画に変更したとのこと。そのため、右折レーンが供用開始された現在は、交差点には信号機がなくなり、周囲の安全を確認したうえで右折できる形態となっています。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

H29－腰越－1	民泊への対応についての市の取り組みについて
H29－腰越－2	県道（腰越・大船線）の街路灯設置について
H29－腰越－3	腰越老人福祉センターを含む最終工程、周辺の安全対策及び災害時避難行動要支援者の一時避難所の指定について
H29－腰越－4	広町の森公園の広域避難所指定について

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-腰越-1
テ ー マ	民泊への対応についての市の取り組みについて
内 容 詳 細	東京オリンピックを控え、腰越地域においても民泊を始める世帯が増えてきている。今後さらに増加することが懸念される中、市としては民泊事業をどのように捉えているのか。また、何らかのルールを定めていく予定はあるのかなどについてお尋ねしたい。
担 当 部 課	都市調整部 建築指導課・開発審査課

議題に対する回答等

現行で民泊とは、一般的に住宅の全部または一部を活用して、宿泊サービスを提供するものとされています。宿泊料とみなすことができる対価を得て継続的に人を宿泊させる場合には、事前に神奈川県保健福祉事務所で旅館業法の営業許可を取得する必要があります。営業許可が必要となる民泊は、建築基準法の「ホテル・旅館」の用途に該当し、住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域では、建築基準法及び都市計画法の規定により営業することができません。なお、営業許可が必要な民泊であるかどうかは、旅館業法を所管する神奈川県保健福祉事務所が判断することになります。市では、苦情や問い合わせの窓口を建築指導課に一元化するとともにホームページを開設し、民泊サービスの提供前に必要な手続き等を案内して注意を促しているところです。

市民等から違法に民泊を実施しているのではないかとの通報があり、調査した結果都市計画法や建築基準法に違反している場合は、神奈川県鎌倉保健福祉事務所と連携して厳正に対応しているところです。

平成 29 年6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立したことから1年以内に施行されます。法が施行されると、現行法では営業許可を取得できない住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域であっても、県知事に届出をすれば、年間 180 泊以内であれば住宅宿泊事業を実施することが可能となります。

本市には住宅宿泊事業者等への指導・監督の権限がないことから、県の動向を注視しながら、市の相談窓口を設置するなど、住宅宿泊事業を適法に始めるための相談や市民からの苦情等を受けた場合に速やかに対応できる仕組みを検討するとともに、住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域においては、静かな住環境が守られるよう、県に対して地域の実情を反映した条例の制定を要望していきたいと考えています。

添付資料

<都市調整部・服部部長>

民泊については、先月新法が成立しています。今後1年以内に施行され、法律の施行前後で取り組みが異なってきます。現段階では、民泊は法律上の定義がありません。一般的には、住宅の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供することになっており、法律上は簡易宿所の扱いです。お金を取って営業するには、旅館業法の適用を受けるので、簡易宿所営業の許可が必要になります。

問題になってくるのは、住居地域です。住居専用地域は、旅館業ができないことになっているので、旅館業の届出を所管する保健所と連携して取り締まりを行っています。市としても建築指導課が窓口になって対応しています。新法は民泊を推進する法律です。現在との違いは、県に届け出をすれば180日以内で住居地域でも民泊が可能になるというものです。

管理監督権限は県にあります。市が今まで建築基準法違反で取り締まっていたものが合法になりますので、今後は騒音やごみ出しの問題に特化して監視していくことになります。県が条例を作りますが、その中で180日の日数を縮めることもできます。新法が施行されると、民泊が増えることが予測されますので、住民の皆さんの意見を伺いながら決めていきたいと思えます。あわせて保健所と連携して新法に対応した窓口を検討していきたいと考えています。

<松尾市長>

ごみや騒音のトラブルを防いでいかないと民泊をよしとするわけにはいかないとしますので、今後その点に注意したいと思えます。

<下町町内会・杉山会長>

懸念されるのは騒音とごみの問題です。実際に問題が起きたときの窓口を明確にしておいてもらいたいです。今後増える傾向だと思えますので、想定できない問題も多々あると思えます。時期を捉えて要望は出していきますが、改めて話し合いの場を持ってもらえればと思っています。よろしくお願いします。

<神戸町内会・浅井会長>

2、3日前に不動産会社が訪ねてきて、8月11日から許可を得た上で民泊を開設しますと言われ驚きました。ごみや騒音問題、また、どのような宿泊者が来るのか分からないのでとても不安です。実際に来ているということを報告しておきます。

<浜上町内会・野村会長>

これは承知していますか。

<都市調整部・服部部長>

まだ新法施行前なので許可を取っているとすると旅館業法の簡易宿所の許可だと思えますが、簡易宿所のハードルは高いので許可が本当に取れているのかという気はします。6月現在で43施設ほどありますが、名前を教えていただき、確認させてもらえませんか。

<浜上町内会・野村会長>

業者が許可を取ったという話をしているそうですので確認をお願いしたいと思います。

《後日対応 都市調整部建築指導課》

その後、お名前を覚えていただいておりますが、腰越地区では、不特定多数の出入りがあり、違法に民泊を実施しているのではないかとの問合せが3件あり、そのうち2件は適法なものでしたが、残る1件については、旅館業法の許可を取得していないことから、神奈川県保健福祉事務所と連携して対応しています。

<腰越地区社会福祉協議会・小川会長>

トラブルがあった時の窓口を一元化してほしい。

<都市調整部・服部部長>

予想されるトラブルにつきまして窓口があっちもこっちもというわけにはいきません。どのような苦情が多いかを見極めながら、民泊新法に即した新たな相談窓口の一元化を図っていきたいと思います。

<七里ガ浜自治会・小松会長>

民泊新法では、我々も管理者が分からない。窓口を一元化しますと言いますが、誰が管理しているのか管理会社を明確にしてくれないと問題が大きくなる。管理者が誰であるか明確にしていきたい。

<都市調整部・服部部長>

新法にはホームステイ型と非滞在型がありますが、後者は管理会社を明確に表示しなければならないとなっています。管理会社は国交省に届け出なければならないので、連絡先は明確になると思っています。県が条例を作るときに細かい規定を設けると思います。

<七里ガ浜二丁目自治会・白井会長>

新法は県、住民協定は市、七里ガ浜二丁目自治会では営利の施設は作ってはいけないという住民協定になっているので、その場合どのような扱いになるのか聞かせてください。

<都市調整部・服部部長>

マンションの例が多いのですが、一室を細かく仕切って使うところが増えていきます。理事会の規定で禁止している。法的拘束力はないと思いますが、住民協定の中で禁止する手法があるのではないかと考えています。

<七里ガ浜二丁目自治会・白井会長>

我々の地域からはヨットレースが見えます。多くの業者が民泊を考えるといます。そうすると住民協定が形骸化してしまう。

<都市調整部・服部部長>

皆さままで話し合っ住民協定の中で禁止していただくやり方になるかと思ひます。

<下町町内会・杉山会長>

正式な届けを出していればいいのですが、もぐりでやっているところがあります。町内会は町内会費をもらっている、祭典など関わりの部分で協力してもらっているなどの場合、保健所や市に連絡しづらひ面があります。市や保健所は、届けが出れば把握できますが、もぐりの把握についてどのように考えていますか。

<都市調整部・服部部長>

今は多方面から通報が入っています。通報が多い理由の一つに、第一種住居専用地域だと民泊ができない、ということがあります。現在は用途地域違反でこのような状況を見つけると保健所に営業の許可を取っているか確認しています。情報があれば市でも保健所でも対応していきます。現実的には、保健所も3名でやっていますので、すぐに対応し切れていない部分があります。

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-腰越-2
テ ー マ	県道（腰越・大船線）の街路灯設置について
内 容 詳 細	県道腰越・大船線については、夜間交通量が減ると歩道が暗くなり、歩行者の安全・防犯の面でも危惧されている。街路灯設置を強く要望していきたい。
担 当 部 課	防災安全部 市民安全課 都市整備部 道路課

議題に対する回答等

県道に対する照明灯の設置について、県道 304 号(腰越大船)の道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所に確認したところ、県道の道路交通の安全性を確保するために、車道を照らすための道路照明灯を設置しているとのことであり、現時点では増設は考えていないとのことでした。【道路課】

ご要望の歩道への照明灯の設置については、街路灯と防犯灯がありますが、市が県道へ街路灯を設置することはできないことから、歩行者等の通行の安全確保と、夜間に発生する犯罪発生の防止、市民の方々が安全で安心して暮らすことができる「まちづくり」を推進するために、市内各町内会が鎌倉市の「防犯灯の設置補助制度」を利用し、設置していただいております。【市民安全課】

添付資料

<都市整備部・樋田部長>

県藤沢土木事務所に確認したところ、県道の道路交通の安全性を確保するため照明灯をつけているということで、現時点で増設する計画はないとの回答でした。箇所によってはかなり道路照明灯の間隔が空いている所がありますので、引き続き設置してもらえるように要請していきたいと考えています。

<津町内会・石井会長>

もう一度実態をよく見てもらいたいです。夜8時過ぎには真っ暗になってしまいます。町内会から明るくしてほしいという要望が1年ほど前から出ています。商店街の店も閉じてしまって商店街の照明も消してしまうため大分暗くなっています。是非お願いします。

<都市整備部・樋田部長>

改めて県藤沢土木事務所に夜の実態も見てもらい要望していきます。

《後日対応 都市整備部道路課》

県藤沢土木事務所に確認したところ、街路照明灯については、道路交通の安全性を確保するために設置しているとのことであり、県道の状況を確認した上で、現段階では街路灯を増設する計画はないとのことでした。

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-腰越-3
テ ー マ	腰越老人福祉センターを含む最終工程、周辺の安全対策及び災害時避難行動要支援者の一時避難所の指定について
内 容 詳 細	①腰越老人福祉センターが平成 29 年 4 月にオープンしたが、外構工事については 7 月中に工事完了と聞いているが、完了後の敷地内の姿がどのようなものになるのか説明願いたい。
担 当 部 課	健康福祉部 高齢者いきいき課 都市整備部 道路課 防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等

①腰越地域老人福祉センターの外構工事につきましては、7 月末の完了を目指して工事を進めているところです。

工事完了後の敷地内の姿ということですが、これまで建物周辺は未舗装で土のままでしたが、橋から玄関付近に続く道路をアスファルト舗装し、建物の前面は、インターロッキングブロックというレンガ調舗装を行います。また、建物東側(神戸川側)は、アスファルト舗装を行い、利用者の方が自転車を置けるように駐輪場を設けるほか、緊急車両停車スペースを設けます。さらに、建物周囲には植栽を行い、隣家との間にはフェンスを設置します。

県道からセンターに至る、神戸川沿いの鎌倉市道ですが、舗装が荒れていて、くぼみ、うねり、継ぎ目の凹凸等が多く見受けられますので、舗装工事を実施するように、現在、準備を進めております。外構工事完了後の 8 月～9 月にかけて実施する予定です。【高齢者いきいき課】

②現在、腰越地域老人福祉センターの安全対策として、神戸川の護岸上にフェンスを設置しております。

ご要望のセンターを利用する高齢者の安全対策に係る既存フェンスの改修については、設置区間の道路幅員や交通状況等を見て総合的に判断する必要があることから、関係する庁内各課と連携して検討を進めてまいります。【道路課】

【次ページあり】

③市では、通常の避難所(市立小中学校)への滞在が困難となった要支援者等を受け入れるため、市内の老人センター等(教養センター、名越やすらぎセンター、玉縄すこやかセンター、今泉さわやかセンター、鎌倉養護学校)を福祉避難所に指定しております。腰越地域老人福祉センターにつきましても、福祉避難所の指定について、早い時期に市の担当部局、同施設の指定管理者等と協議を開始したいと考えております。

【総合防災課】

添付資料

＜健康福祉部・内海部長＞

最初に状況を説明します。センターの外溝工事は、1週間ほどで終わる予定です。本日も確認しましたが、大分完成に近づいています。正面の入り口から玄関までは、アスファルト舗装していきます。アスファルト舗装をした右側に建物がありますが、植栽と建物の間はインターロッキングブロックというレンガ調の舗装を行うことになっています。

入ってすぐ右の民家との間には、駐輪場を設ける予定です。前面の川の道路沿いの道は舗装がだいぶ荒れていますので、外溝工事が終わった後の8月から9月にかけて舗装する予定です。

＜都市整備部・樋田部長＞

神戸川の道路側のフェンスについてです。健康福祉部長の説明にもありましたが、これから舗装する予定になっています。既存のフェンスの改修については、設置区間、幅員、車の通る状況などを見て総合的に判断する必要があるため、関係課と連携して進めていきたいと考えています。

＜防災安全部・柿崎部長＞

腰越老人福祉センターを要支援者の一時避難所に指定することについてお答えします。市内では通常の避難所は市立小中学校ですが、ここでの滞在が困難な、いわゆる災害弱者や要支援者のために老人福祉センターを福祉避難所に指定しています。腰越福祉センターも福祉避難所としての指定の協議を開始したいと思っています。

＜腰越地区社会福祉協議会・小川会長＞

先ほど川沿いのフェンスはこれから交通量を見て協議をしていくということでしたが、神戸川の津西一、二丁目の境のところから上流は市の管轄で、それ以外のところは県だと思えます。実態を早急に見ただいて、しかるべきところに取り次いでもらいたい。早急に全部はできないにしても是非対応していただきたい。

＜都市整備部・樋田部長＞

神戸川は、県の管理部分もありますので範囲については確認させていただいて、右岸側についてももう一度確認をします。舗装する部分についても見させていただきます。また、県道につきましても見るようにします。

＜後日対応 都市整備部道水路管理課＞

要望者と現地立会いを行い、補修を行う予定です。

＜津町内会・石井会長＞

将来的に福祉避難所に指定したいというお話で大変ありがたく思います。わが町内会も216名の名簿を受け取り、精査したところ34名の方がどうしても一人では避難できないということが分かりました。そ

の人たちをどこに避難させるのかを考える中で思いついたのがこの老人福祉センターです。いろんな設備も整っていますし、使わせてもらえないかと思っています。

もう一つは、地域包括支援センターの聖テレジア第2も使わせてもらえたらありがたい。腰越消防署の屋上も避難ビルになりましたが要支援者なのでただ単に高台への避難は困難です。屋根のある場所を3つ、4つ決めてそこへの避難訓練をやってみようかと思っています。もうひとつ聞きたいのは、指定されるということは備蓄を置くということですか。指定される場所は、どのような状態なのか簡単に教えてください。

<防災安全部・柿崎部長>

要支援者の対応ありがとうございます。小中学校の床での生活が困難な足の悪い方などもあります。老人福祉センターは高齢者用の施設ですのでバリアフリーですし、障害者対応のトイレもあるので過ごしやすい環境になっています。一定の備蓄もあります。

先ほど聖テレジアの情報などもいただきました。そのような情報をいただければ、市としても町内会と施設が任意で協定などを結ぶという中で調整役として一緒にバックアップしていきたいと思います。

<鎌倉市老人クラブ連合会腰越地区・内田氏>

福祉センターができてみんな喜んでいますが。ただセンターの中に駐車場がないので、車いすや足の悪い人は行くことができない。玄関まで車を入れてもらいたい、という要望がきています。せっかくいいセンターができて健康な人だけが使うのでは意味がないので考えてもらいたい。

<健康福祉部・内海部長>

入口右に1台分の駐車場は設ける予定です。おそらく足の不自由な方の乗り降りであれば玄関まではアスファルト舗装しているので入れると思いますが、もう一度確認します。

《後日対応 健康福祉部高齢者いきいき課》

1台分の駐車場は緊急車両用であり、非常時に備え確保しているものです。当該施設へのアクセスについては、施設に至る鎌倉市道が狭いことから、原則公共交通機関や自転車、バイクでの来館をお願いしています。しかしながら、身体状況などから車での送迎が必要な方については、個別に対応させていただきます。

<腰越地区社会福祉協議会・小川会長>

アクセスの関係はどのような状況なのか、事業者も考えてくれているようですが、利便性の高い方法で送迎ができないか考えがあれば聞きたい。

<健康福祉部・内海部長>

市長の説明の中で送迎が始まっているとありましたが、送迎は工事が終わってからになります。町内会

の方と3ルートで調整してもらっているところです。朝夕1回ずつを計画しています。申し訳ありませんが様子を見させてもらい、バス会社との協議の中で人数が多くて送迎が足りないということであれば、七里ガ浜のミニバスのルートを回してもらえると話もありましたので、状況に応じて対応させてもらえればと思います。

<浜上町内会・野村会長>

外溝工事の最終予定はいつですか。

<健康福祉部・内海部長>

7月21日が竣工予定です。

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-腰越-4
テ ー マ	広町の森公園の広域避難所指定について
内 容 詳 細	市民の憩いの場としての広町の森公園は、高台の広大な面積から災害時においてもその活用が大いに期待されるところと考えており、広域避難場所として指定いただきたい。
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等

広域避難場所とは大火災が発生した場合に、その火災の輻射熱や煙によって生命に危険が及ぶときに一時避難するための場所ですので、避難生活を想定した物資は備蓄していません。

この広域避難場所の指定につきまして、神奈川県地域防災計画では、火災の延焼から人命を安全に保つことが可能な広がりをもつ空地で、概ね 1 万㎡以上の面積を確保できる場所である事など、選定の基準が示されておることからその基準に合った場所を選定し、消防など関係機関と協議して指定することになります。

しかしながら、広町緑地はこの空地面積を有していないことから、現状では広域避難場所として本市が指定することについては難しいと考えております。

添付資料	
------	--

<防災安全部・柿崎部長>

広域避難場所の定義は、火災発生時に身体生命に危険が及ぶ時の一時的な避難場所ですので、長期的な避難生活を想定した物資は備蓄していません。県の地域防災計画で一定の基準が決められていまして、火災の延焼から人命を安全に保つことが可能な概ね1万平米の空地になります。市内18カ所の広域避難場所は、市内のそのような場所を選定し、協議して指定してきました。広町は、空地が1400平米位なので基準を満たしておらず、現状では市として指定することは難しいと思っています。

<津町内会・石井会長>

定義については説明のとおりだと思いますが、私が言いたいのは、鎌倉市は広い公園はないですよ。広町は空地が1万平米に足りないというのはよく分かりますが、いざ災害があった時にあそこは非常に逃げやすい場所です。腰越全体で見ると津波が心配ですので、龍口寺とか腰越小学校辺りに逃げるしかない。腰越中学校も海拔5メートル位しかない。できるだけ山の方へと考えると、広町ができたので一時的には逃げられる。必ずしも定義の広域避難場所でなくてもいいのですが、避難場所として活用できるようにしてほしいという希望です。

昨年第2部でトイレの設置要望を出しましたが、自然を壊してはいけないという理由で作ってもらえませんでした。今回の回答は、一応今後関係者と検討していきますということになっていますので、避難所として使うようにするならばトイレが必要だと思いますので、引き続き設置する方向で検討してもらいたいと思います。

ホテル鑑賞の時は、管理棟の時間を延長して使えるようにするという回答をもらいましたが、9時から5時までで閉まってしまうと不便です。もっと前向きに検討していただきたいと思います。

<防災安全部・柿崎部長>

ひとつの事例ですが、材木座地区では町内会でお寺と交渉して裏山に逃げられるように草刈りをし、階段をつけて、市は手すりを設置する支援をして独自で町内に周知する方法を取っているところもあります。市が決める広域避難場所としては指定しにくいのですが、町内の方々の任意で避難場所にすることは可能であると思います。それについて市がバックアップできることがありましたらご相談いただければと思います。

指定にこだわらないということであれば、町内会で任意で周知をして、状況に応じてそこを避難場所として指定することは構わないと思っています。

<都市整備部・樋田部長>

トイレの件ですが、経過があります。夜間の防犯上の問題があり、指定管理者とも協議をしている状況です。今年の6月10日から7月9日までのホテル鑑賞の時期は、土日のトイレの使用時間を17時15分から20時00分までとする延長対応をしています。

<津町内会・石井会長>

言っていることは分かりますが、安全上とか言うと全部その理由でできなくなります。安全対策を講じ

た上で作れないかを考えてください。防犯上の理由で作れないと言っても防災の避難所として使うのであればトイレが必要になる。1カ所くらいあっても避難している人が困ってしまう。簡易トイレを建てるわけにはいかないですね。先をみて検討してくれないかといっています。防犯上だからというとなんも進みません。やり方はあると思うので、ただできない理由ばかりを言ってもらいたくない。

<七里ガ浜町内会・中原会長>

今の話は防災の話ですが、防災部門では町内会としての指定場所であればいいと言いますが、市の中でも横串を通してもらって住民にプラスになるようなことを考えてもらいたい。減災の面から考えると指定するのも一つの方法だと思います。指定が困難なら防災部門から都市整備の方に話をして何とかしてほしいと詰めてほしい。指定管理者に対して市から指示を出してくれれば、もっとスムーズに我々にフィードバックされる。

<松尾市長>

地域の方々の安全に寄与できるような活用の仕方という視点から何ができるかを検討していきたいと思います。

《後日対応 防災安全部総合防災課・都市整備部公園課》

総合防災課…広町緑地は広域避難所としての指定基準を満たしていないため、市として指定するのは困難です。

公園課…ホテル観賞時期のトイレ開放時間延長の対応については、更なるサービスの向上を目指して、今後、指定管理者と曜日や回数について協議を行っていきます。

また、通常時のトイレの開放については、公園管理事務所を建設する際に地域の方の要望も聴き、事務所棟内に建設した経緯があるため、指定管理者の意見も聴きながら、平成30年度に次期指定管理者を選定する際に内容を検討します。

<浜上町内会・野村会長>

総括的に市長お願いします。

<松尾市長>

民泊等実際に日々みなさんが直面している課題ですので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願いします。

【その他のテーマについて】

＜神戸町内会・浅井会長＞

昨年まで腰越駅の裏の自転車放置の問題がありました。引き続き考えていると思うのですが止まらないようにしてもらいたい。要望としては2つあります。自転車放置禁止の掲示板がありますが、放置じゃなく置くこと自体の禁止、もうワンランク上げてもらえるかどうか。我々の町内会は被害者です。

月1回ごみを拾ったりしていますが、自転車の方までつるが伸びているので取ったりしていると、自分の自転車を勝手に動かしていると愚痴をいう人もいます。放置を注意すると怒る人もいて怖くて言えないという話もあります。

鎌倉市の問題ではなく県藤沢土木事務所だという懸念も強いので、整備も継続して考えてもらいたいと思います。お年寄りの散歩コースとしてベンチを置きたくても自転車があるので、どこへ置いていいのか困っている。継続して考えてもらいたいことを強くお願いしたいです。

＜松尾市長＞

毎年課題として出されています。近隣で駐輪場として活用できる場所がないか調査をして取り組んでいますが、なかなか活用できる場所がありません。タイミングもあるかと思っていますので、土地が動くようなことがあれば是非ご連絡をいただきたいです。我々としては駐輪場を整備していきたいと思います。

＜浜上町内会・野村会長＞

行政無線が聞こえないという問題があって、新しく神戸川の漁港の前に無線をつけてもらったのですが、よく聞こえない。特に、小動岬の先の方は共鳴してよく聞こえない。腰越の小動岬の信号の所に空き地があったら設置していただきたいと要望したのですが、さらに反響するのではという懸念があってなかなか難しいと。総会があるたびにその話が出ます。

市で無線があった時は、消防のフリーダイヤル、エフエム鎌倉、携帯電話への防災メールなどをプレートではりつけたらどうかと提案させていただきました。冷蔵庫にはっておけるようなものがあつたらいいなという意見があつたのですが、それについてはどうでしょうか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

たしかに聞こえにくい所もあります。代替手段として消防、メール、エフエム鎌倉などの連絡先が分かるもの、例えばチラシならすぐできると思います。それならパウチしてご希望の家に配ることができると思います。何を作るかは、打ち合わせの中でご要望を挙げていただければと思います。

＜浜上町内会・野村会長＞

町内で作ろうという話もあります。雛型があれば教えてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

《後日対応 防災安全部総合防災課》

防災無線が聞き取りにくい等の窓口や電話での問い合わせには、防災安全情報メールや消防テレホンサービスを案内し、希望者には案内用の紙を必要枚数お渡ししていますので、ご活用いただきたいと思います。

付 録

当日配布資料

- 1 鎌倉市市政e-モニター登録のご案内
- 2 鎌倉市ふるさと寄附金